

関係住民の皆様から河川整備計画原案にいただいたご意見

発言でいただいたご意見は内容を要約し、書面でいただいたご意見は原文どおり記載しています。

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
1	原案に対する意見	ハガキ	天龍川は中央構造線にそって流れている川のため、防災上いろいろな課題の多いところと考えられます。ゆえに、国内において河川整備のモデルケースとなるべきところが多く、その中で治水、利水、発電といった利用もなされなければならないでしょうから、流域の人々の意見を取り入れて整備し、未来にたくさなければならぬ責任を、管理する人だけでなく住んでいるわれわれも意識しなくてはならないと感じています。天龍川は多くの恵みとともに多くの苦しみも与えてきました。原案を見せていただきましたが、天龍川が地域にとってどんなものかを見つめ直し、考えるひとつのきっかけとして計画を進めてもらいたいものです。金原明善も長い年月をかけて天龍川に関わり、様々なことをなされていったのですから。	ご意見ありがとうございます。	—
2	原案に対する意見	メール	最初の天竜川懇談会に参加しました。河川整備ですが、人のみの河川ではなく、あくまでも動植物全ての天竜川であって欲しいです。安全に水辺に近寄れる川岸の整備ですが、人工的に水辺に近づける場所で触れ合うのは作られた自然に触れるのであって、本来の川とは全く別物だと思います。本当に天竜川という良い河川を伝えて残していくにはやっぱり、自然な河川に触れることが大事だと思います。危険なのは場所やその場所の形状ではなく、何が危険で、何をどうすれば安全なのかを知らないことだと思います。それを教える環境作りを期待します。また、流量の問題や河道掘削や樹木伐採は整備計画に記載されていますが、人のみでなく、動植物、自然環境、摂理を踏まえたうえでの整備をお願いいたします。	天竜川の沿川に暮らす地域住民が天竜川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、地域住民等とパートナーシップを確立するとともに自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった、より良い河川管理の推進を図ることとしています。河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項 第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体との連携
3	原案に対する意見	ハガキ	天竜川は「父なる川」のイメージが強いです。今日、日本に冠たる浜松市の繁栄は天竜川のプレゼントといえます。「あばれ天竜」「いかれる天竜川」と古来よりネーミングされてきましたが、金原明善という傑出した人物の出現により、すばらしい川になったと思います。天竜川を仲介として「治山、治水、利水」の完をあげました。しかし未だ未だ諏訪湖を源流として遠州灘に注ぐ川の整備は不十分です。「愛し子に接するやさしいお母さん」のスマイルも必要だと思います。そして、「安心、安全な川」をめざすべきです。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
4	原案に対する意見	ハガキ	①天竜区龍山町大橋下流の鮎釣地区の堤防が昔のままで危険で有る至急工事をすべきと思う。	戦後最大規模相当の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるため、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業による水位低下を図るほか、必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開、堤防整備を実施します。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化
5	原案に対する意見		②佐久間ダムよりトンネルで大輪付近に流す計画ですが、秋葉ダムに堆積すると思う。今の秋葉ダムからは土砂は流れないと思う。	現時点においては、技術及び財政上の制約等から、佐久間ダムに土砂バイパストンネルを整備することを考えています。また、現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することとしています。	第3章第1節第4項1(5)土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握
6	原案に対する意見		③川の中央の木は切っても岸の方は切らない方が良いと思う。	河道内樹木の伐開は、流下能力の向上や河川管理施設への悪影響の解消等のため、必要な箇所で行うこととしています。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤 第3章第2節第1項3(2)樹木の維持管理
7	原案に対する意見	ハガキ	船明ダム上流(月・横山地区)の河川整備計画は、船明ダムを考慮して計画すべきと思う。 (ダムを考慮する理由) 船明ダムは洪水時、すぐに全てのゲートを上自然河川の状態になっていない。大洪水時のみ全開(全門)であるため、ダムのせき上げによる上流部(月・横山地区)の水位上昇があると思われる。	船明ダムでは流入量が洪水量毎秒2,000m ³ の以上の際には流入量相当の水量を放流しており、自然に近い流量となるように操作しています。	—
8	原案に対する意見		横山護岸学校橋上流は天端巾も狭くパラペットの特殊堤防であり、天端キレツ、表小段のコンクリートの開きなどいたみがはげしくなっている。改修し安全にしていきたい。	堤防の維持管理は、損傷状況や施設の老朽化の状況を適切に把握し、必要な対策を実施することとしています。	第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
9	原案に対する意見	ハガキ	佐久間ダムの堆積土砂の排出口の計画が具体化されようとしているが、下流の秋葉ダムで現在行われている堆積土砂の掘削、トラック運搬では流砂造浜には役立っていない。早急に排出口を設けるべきだ。	秋葉ダムについては、現時点においては出水時に貯水池の水位を低下させて自然河川に近い状態にして、流水の力によって既設ゲートから土砂を流下できると予測していますが、今後詳細な調査等により把握していきます。	第3章第1節第4項1 流砂系の健全化
10	原案に対する意見		造浜対策としては、上・中流域の流砂対策だけでは解決しない。下流での砂利採取の制限も必要です。	適切な河道管理を行うために、河道内の堆積土砂の排除は、砂利採取等の民間活力を有効利用するとともに、海岸侵食の抑制に寄与できる手法を検討していきます。	—

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
11	原案に対する意見	ハガキ	<p>私は天竜流域に住んで57年ずい分と天竜川の水が汚くなりました。船明ダムのできる前は、気田川の水が天竜川にそそぎ、きれいな天竜川でした。泳いでもいました。船明ダムができて以降、河床は低くえぐられ透明度がなくなりました。近年、河川整備が進み、河川敷にいたアジサシ、ひばりほおじろ、セッカなどの鳥が浜北大橋の下流に沢山生息していましたが、整備により雑草はとられきれいなグラウンドになってしまいました。今までの鳥の姿は全くいなくなりました。</p> <p>私の言いたいのは、整備するべきところは整備し、このまま残しておいてもよい所は自然のまま放置するべきだと思います。人間には生きる権利があります。鳥たち動植物たちにも生きていく権利があってもよいと思います。整備ばかりを優先にして、自然のありがたみを忘れてはいませんか？</p> <p>公述したかったけれども、チラシを見るのが遅かったので間にあいませんでした。</p>	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
12	原案に対する意見		<p>浜松に日本三大砂丘といわれている中田島海岸が非常に侵食が著しい。これは、上流のダムが遮っていると思います。ダム底に溜まっている土砂を、ダンプで運び出す。また、川の中州の砂を侵食している場所に運び出す等提案します。</p>	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項 1 流砂系の健全化
13	原案に対する意見	ハガキ	<p>天竜川に自転車ロードがあり、ここを利用して毎日ウォークを利用しておりますが、どこを歩いても粗大ゴミやビニール袋、雑紙、缶等が目につきます。本当に困ったものです。</p>	洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミ等については、地域の方々や自治体等関連機関と連携し、速やかな撤去処分に努めているところです。毎年10月頃には地域の方々と協働し、上流部では「天竜川水系環境ピクニック」、下流部においては「天竜川クリーン作戦」を実施し、不法投棄防止に対する啓発活動等を行っていますので、ご参加いただければ幸いです。また、今後は新たな取り組みとして、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄防止に対する啓発活動を強化していきます。	第3章第2節第3項 1(1) 不法投棄物の処理

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
14	原案に対する意見	ハガキ (No.12・13 の続き)	天竜川の水は、飲料水を始め、農・工業用水と生活に密着している事を強くPRすると共に、諏訪湖から河口までかかわっている市町村全体で清掃の日を設けて、いっせいに清掃活動を行う事を提案します。	洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミ等については、地域の方々や自治体等関連機関と連携し、速やかな撤去処分に努めているところです。毎年、地域の方々と協働し、上流部では5月頃に「天竜川水系環境ピクニック」、下流部においては10月頃に「天竜川クリーン作戦」を実施し、不法投棄防止に対する啓発活動等を行っていますので、ご参加いただければ幸いです。また、今後は新たな取り組みとして、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄防止に対する啓発活動を強化していきます。	第3章第2節第3項 1(1) 不法投棄物の処理
15	原案に対する意見	ハガキ	飯田地区には県管理の安間川と国土交通省管理の天竜川にかこまれた地域があります。 浜松市緑化推進センターや、浜松市中央卸売市場、飯田グラウンドは天竜川西派川にできた浜松市の施設で支流のおもかげも残っています。最近、局地豪雨が多く、河川の増水・氾濫・中洲にとり残されたなどのニュースをよく耳にします。二つの管理の違う河川の整備は、連携は取れているのでしょうか。連携された整備は行われるのでしょうか。環境整備はどこが、どう行うのでしょうか。	管理者が異なる河川の整備は、計画等の整合を図り行っています。 河川の環境整備は、管理する河川管理者が行います。	—
16	原案に対する意見	公聴会 会場持参	自然との共生は、命題である。天竜川を永遠に残していくために。万人にとり、よい整備計画となる様に要望します。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
17	原案に対する意見	公聴会 会場持参	海岸侵食がダム造成によって引き起こされたという因果関係を、具体的な数値データや地形学的、地質学的証拠で示してほしい。	海岸においては、佐久間ダムを中心とした構造物等による天竜川からの流下土砂の減少や海岸構造物による漂砂の遮断等により海岸線が後退しているものと考えていますが、現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することとしています。海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えており、海岸管理者との連携に努めていきます。	第1章第2節第4項 土砂管理の現状と課題 第3章第1節第4項 1 流砂系の健全化

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
18	原案に対する意見	公聴会 会場持参	鹿島地点で86m ³ /sと決められたとの事ですが、渇水時には生活あつての自然環境整備と思しますので、臨機応変に対応してもらいたい。	天竜川下流部では、過去34年間で13年、22回の取水制限が実施されており、利水安全度は低く、安定的な水利用ができていない状況にあります。このため、水利用の合理化を推進するため、関係機関との調整を図ることとしています。	第2章第3節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 第3章第1節第2項 2 水利用の合理化、3 渇水時の対応
19	原案に対する意見	ハガキ	国はダムの砂をほりおこして、売っているらしいという話を聞いたことがある。そんなことをするぐらいなら、遠州灘の砂浜をなんとかしてください。国は国民の生活をまもってください。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項 1 流砂系の健全化
20	原案に対する意見	ハガキ	河川整備の1つに川の中の中州にある柳の木などを取り除く計画があると思いますが、私が思うに障害物を全てとり、巨大な水路みたいにするのは非常に反対です。なぜなら、地震がきた時、津波が障害物がないため異常な早さで上流に逆上っていくということなんです。上流の被害は甚大です。津波を弱めるのも柳の木なのです。 人間は自然に逆らおうとしています、自然の力にはとても勝てません。自然に寄りそって共存していくのが最善だと思います。だから自然は大切なんです。大昔からの自然のくり返し、これが自然なんです。自然に少し手をそえてやりながら、こわさず共存する。私は本当の事を云えば、今の天竜川をなにもしてもらいたくない。今のままでいいんです。手を付けたいなら、堤防の補強位にして下さい。	河川整備計画においては、戦後最大規模相当となる昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水と同規模の洪水が発生しても、洪水を安全に流下させることを目標とし、この達成に向けて必要な整備内容のひとつとして樹木伐開を行うこととしています。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生又は軽減に関する目標

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
21	原案に対する意見	ハガキ	<p>天竜川水系河川整備計画(原案)P3-1水位低下対策(1)河道掘削に係わる施行の場所に「中川村片桐釜淵峡」の追加を要望します。</p> <p>中川村片桐小和田地区の天竜川は、牧ヶ原台地がダム堤、狭窄部の釜淵峡がダムのゲート、その上流がダム湖のような地形をしています。堤防の嵩上げ、ダム湖内の河道掘削は、一時的には洪水対策となるものの、抜本的な対策とはなりません。このことは、諏訪湖周辺の洪水と釜口水門の放流量の相関関係と同じと言えます。</p> <p>このことから、ゲートの役割をしている釜淵峡本体の流下能力の向上無くして洪水対策とならないと思います。</p> <p>釜淵峡は、河床、両側面とも岩盤質からなっており、風化を待っていても長い年月がかかることから、人工的に河道掘削を行い、流下能力の向上を図る計画を今回の河川整備計画に盛り込んでいただくよう切に要望いたします。</p>	<p>ご意見のとおり、釜淵峡で狭くなるため、上流の小和田地区にて水位上昇が起こりますが、今回の整備計画の目標流量に対しては、堤防整備により流下能力を確保できるため、河道掘削を予定していません。今後、小和田地区前後の河道の変化を監視し、必要に応じて対応を図りたいと考えております。なお、小和田地区は洪水中に土砂堆積も起こりやすい箇所のため、急激な水流による破堤等の被害を受けないよう、昔からの防災の知恵である堤防の開口部の機能は将来的に保持することとしています。</p>	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策
22	原案に対する意見	ハガキ	<p>30年という中長期的な計画の策定も大切であるが、早期の治水対策を取り組むことも必要であると思う。</p> <p>予算等の制約もあると思うが災害は待って欲しくないと思う。</p>	<p>財政の見通しが不透明な中で、河川整備計画の目標を達成するには、ある程度長い期間を要すると考えています。整備に際しては上下流等の安全度のバランスを図りながら優先度の高いところから段階的に進めていきます。</p>	第2章第2節整備計画対象期間
23	原案に対する意見	ハガキ	<p>天竜川上流の三峰川の延線に住む者ですが常日頃からお世話になっています。今回の原案に対して下記点を考えていただきたいと思います。</p> <p>○美和ダムが出来た以後何回かの台風等で上流は大きな災害が発生している。現在も山崩れで川の水が当分にごんでいる。</p> <p>○土砂対策と合わせ河床安定対策も考えてもらいたい。</p> <p>○戸草ダム建設の為に水没予定で村を出て行った方の事も考えて、戸草ダムはどうしても早急に作っていただきたい。</p>	<p>美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。</p> <p>なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。</p>	第3章第1節第1項1(3)洪水調整機能の強化
24	原案に対する意見	ハガキ	<p>台城橋上流右岸200m地籍の危機管理対策狭窄部上流の水位上昇対策を要望します。</p>	<p>ご意見は台城橋上流右岸158.6～158.8付近と認識し、狭窄部上流の水位上昇対策を追加します(河川整備計画附图をご参照下さい)。</p>	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
25	原案に対する意見	ハガキ	諏訪湖周辺の災害対策はどのようになるのか。長野県諏訪建設事務所との調整連携はどのようになっているのか。釜口水門の放流量はもっと大きくすることができるのではないのか。	諏訪湖周辺の災害対策は下流の天竜川の整備と合わせ長野県により推進されており、今回の整備計画では、釜口水門からの最大放流量を現在の400m ³ /sから500m ³ /sに増量する計画としています。また、危機管理対策として、洪水状況によってはさらに放流量を増やす弾力的な運用の検討を進めます。釜口水門からの放流量を増加させるのは、その増量分が下流で受け入れられるよう下流の河道整備により安全になってからになります。今後、長野県と調整連携を図り、進めていきます。	第3章第1節第1項3(4)諏訪湖周辺における被害軽減に向けた対策
26	原案に対する意見	ハガキ	(戸草ダムはぜひ作って下さい。)戸草ダムの件で申し上げます。30年間の中にダムを考えるとの事ですが、30年間の中、もう死んでしまう人が多いでしょう。今迄杉島に住み水害に遭い、家の下まで水で道が壊され、田んぼは流れ、2回も繰り返され怖い思いをしました。家は流れ、この土地に住んだ人でなくてはこんな思いはわからない事でしょうが水害は忘れた頃に来ると言われます。私が三峰総に務めておるころ、もう出来る予定だったのに、田中知事のおかげでこんなことになったのがつらいです。是非、ダムは一日も早く出来る事を祈ってやみません。今迄何十年も苦労して世話役をなさった方々や、どんな思いで出て行かれた人々の事を思うとたまらなく悲しく思います。区民の思いをお聞き下さいますよう、お祈りします。	戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項1(3)洪水調整機能の強化
27	原案に対する意見	ハガキ	36災の恐ろしさを現公務員の皆さんに言葉で話しても理解出来ないでしょう。筆舌に現せない出来事でしたよ。美和ダム上流に住む者は皆、戸草ダムの必要を思っています。100年に1度の災害などと、とんでもない言い方はないよ。舟形沢のにごり水を田に入れたら稲は枯れる。住人は中央へ出て行かなくてはいけないのですか。此の大自然の中に住んではいけないのですか。私達は此の地に住み続けたいのです。戸草ダムを造って下さい。お願いします。	戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項1(3)洪水調整機能の強化

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
28	原案に対する意見	手紙	<p>歌 何を守りますか？3 Genko公述人</p> <p>二兎を追う者は一兎をも得ず (あなたは何を守りますか) (あなたはどのように生きますか)</p> <p>詞曲 三峰川あゆ太郎</p> <p>♪さびのみ ※あなたは何をまもりますか あなたは何をすてますか かんきょう けいざい かぞく そしき じぶん※ ※くりかえし END Ecology Economy family Organ(Govemennt) Oneself(Ego) 二兎を追う者は一兎をも得ず</p> <p>河川法何条に基づいて公聴会を開いたとしても、公聴会を開いたという実績がほしいだけだろう。国交省の結論はすでに決まっているのだから。住民が真剣に活動するなら、熊本県川辺川訴訟や長良川河口堰事件や有明海ギロチン事件訴訟のようなことが起きている。</p> <p>公共事業に関する法(河川法、道路法、五カ年計画 他)を根本的に変えないといけない。脱！官僚体制、入！議員立法。歳入・歳出・一般会計・特別会計が透明にならないとこの国は変わらない。諸外国と比べたらどうですか？官から民へ政治をとりもどさんといかんのです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 公聴会等でいただいたご意見は、整備計画策定の参考にさせていただきます。</p>	—
29	原案に対する意見	ハガキ	<p>美和ダムが完成してすぐに、昭和34年、36年と大災害が発生。みごとに下流の被害を最小限に食い止めることができた。しかし当時の建設省担当者は各データでは計り知れない洪水の恐ろしさを感じ(ダム直下の発電所職員を全員避難させた)これは美和ダムだけでは下流を守ることが出来ないとの危機意識を持ち、国の役人さんたちの間では、上流へさらにダムを作らねばとの考えが広がったと言われています。そのことは美和ダム完成後10数年後にはすでに戸草ダム建設に向けて調査が始まっていることで明らかです。だが年月が過ぎることで、担当者の危機意識も段々に薄れ、今回の河川整備計画樹立のための検討資料の中へ戸草ダム必要性を謳い込まなかったのは職員の職務怠慢だと云わざるを得ません。よって再考を望むものであります。</p>	<p>戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。</p>	<p>第3章第1節第1項 1(3)①洪水調整機能の強化</p>

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
30	原案に対する意見	FAX	<p>住む者の安全をどう確保するのか 本年国交省が突然示した天竜川水系河川整備計画は、今後30年間に行う河川整備計画の内容を示したもので、美和ダムの整備計画は含まれているものの戸草ダムを含む三峰川上流の整備計画は含まれていない。三峰川は南アルプス仙丈ヶ岳に源を発し、昭和34年美和ダムが完成以降も、上流域では昭和36年の集中豪雨で甚大な被害をこうむった。田や畑、橋やバスそして家屋や人が流れた様を目の当たりにして、幼いながらも強い憤りと失望を覚えた。</p> <p>戸草ダムは旧建設省が必要と認めて計画・着手した事業であり、地元からの強い要請に基づいてなされたものではない。しかし、旧長谷村の住民は村を挙げて協力してきた。ここに来て何の相談もなく、一方的に建設見送りの方針を公表するやり方は信義に反する。</p> <p>営々と受け継いだ土地を耕し、先祖の墓を守りながら故郷に誇りをもって生きて来た人々にとって、住み慣れた土地を去ることは、断腸の思いであったことであろう。それは一重に残る者への配慮ではなかつたろうか。国交省はそうした人々の尊い犠牲の上に立っていることをしっかりと認識すべきである。</p> <p>全国的な公共事業見直しの動きの中で、その裏側に見え隠れしているものは費用対効果ではないだろうか。国交省は説明の中で、「ダム建設には莫大な費用が必要となる。従って現在の美和ダムを整備して災害に備える。」その方がダム建設よりはるかに費用が抑えられる。今後30年の間に災害は起きないと断言できるのか。国交省はそれを保証できるのか。人の命の重みをどのように考えているのか。美和ダム上流域には現在350戸の集落が点在している。現在の大きな流れの中では、この350戸の人々に莫大な国の予算を充当するわけには行かないとでも言うのだろうか。そうではないと言うのであれば具体的な納得の行く安全対策の方法を説明してほしい。現在の美和ダムを幾ら整備しても上流域に住む我々の安全対策にはなり得ないのである。私はダム建設が絶対であるとは思わない。しかし、去りがたくも故郷を去っていった人々をはじめ、多くの犠牲者の上に立って、そのに生活する者の安全を如何に確保するかを真剣に考えて欲しい。</p>	<p>美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。</p> <p>なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。</p>	第3章第1節第1項 1(3)洪水調整機能の強化

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
31	原案に対する意見	FAX	<p>天竜川、あるいはその支流は、子どもの頃から魚取りや水遊びで親しんできた。</p> <p>近年は生活や社会の変化で残念ながら天竜川で泳ぐことは出来ず、三峰川や小黒川等の天竜川支流の上流へ行かないと泳ぐことは出来ない。</p> <p>農業者の立場としては、古くから農業用水として利水しているが、取水施設が何度も洪水による被害をうけている。これらは、頭首工の構造が木工沈庄等堅固な工作物でないため被害を受けやすいからである。被災するとそのたびに莫大な復旧費がかかり、さらに通水にも支障をきたしている。このことから是非恒久的なコンクリート構造物を認めてもらいたい。</p> <p>また年々河床が下がっており、取水が難しいため導流堤を整備しているが、増水するたびに再度河床・導流堤の整備をしなければならない。そのため河床低下を防止する帯工等の設置をお願いしたい。</p> <p>近年、三位一体の改革以来、夕張市に代表されるように地方財政の悪化は著しく、また、急激なインフレ等によりこれらの負担は、農業者、地元、伊那市に大きな負担となっている。</p> <p>また、三峰川沿岸では、高遠ダム建設以前より農業用水とともに生活用水としても利水している。現在では、社会環境や生活環境の変化により昔のようにいくとも水車が回っていた風景と様変わりしているが、「冬期の生活用水」としての要望は今まで以上に大きい。</p> <p>これらの状況から、天竜川河川整備計画では、戸草ダムの建設も含めて、100年先まで安心、安全で、安定的に川と親しみ、農業用利水や生活用水として充分利水が出来る計画となるよう図られたい。</p>	農業用水の取水施設の改築については河川管理施設等構造令等に基づいて適切な構造であれば許可していますのでご相談をお願いします。	第3章第2節第1項5許可工作物の適正維持管理
32	原案に対する意見	FAX	<p>天竜川水系太田切川ですが、上流では護岸工事、床固め工事が計画的に進んでいるようですが、下流域の特に太田切橋から下流は河床も、数年前から比べるとかなりさがっており、大雨が降るたびに水みちが変わり、護岸も洗掘される恐れがあります。</p> <p>また、農業用水の取水口もあり、導水に苦慮しているところです。</p>	河床低下に対しては、現在、把握している範囲で護岸根継や根固工、水制等の整備を行う予定ですが、今後の河床の状況を監視し、必要な対策を講じていきます。	第3章第1節第1項2(2)洪水時の高速流対策

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
33	原案に対する意見	ハガキ	堤防の草刈ありがとうございます。水神橋左岸(下久堅側)の水位低下対策(河道掘削)のうち、土砂の除去は早急にお願いしたい。 土砂の滞積更には樹木が生い茂り、洪水となれば左岸の被害(水没)は免れません。ぜひ、早急に土砂除去をお願いします。	下久堅地区は、鷺流峡の影響で水位上昇や土砂堆積が生じやすい場所となっているため、鷺流峡への入口部(上流部)を掘削して洪水がスムーズに流れるよう整備を考えています。なお、具体については今後、地域の方の意見も伺いながら検討していきます。	第3章第1節第1項 1水位低下対策
34	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人1	河川計画の原案は至れり尽くせりなので、一つずつ実行していけば、ハード面ではほとんど言うところがないと思うぐらい素晴らしいと思う。	ご意見ありがとうございます。	—
35	原案に対する意見		これからは素晴らしいハードの上に、21世紀、20年30年後を見据えたソフトの面で、いとし子に接する優しいお母さんのスマイルを取り入れた天竜川になるといい。		
36	原案に対する意見		知人が来ていつも言われることは、浜松というのは「勝手に見ていけ」という、若干ホスピタリティーに欠けている。天竜川という資産をもっともっと生かして、文学作品やメルヘンやバラードが誕生するといい。		
37	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人2	諏訪湖から遠州灘まで213Kmにわたる天龍川は中央構造線上に位置する大河であるので原案の中にその点をふまえた計画があればよい。	天竜川流域は、中央構造線をはじめ多くの断層が通り、急峻な地形と破砕・変成作用をうけた脆弱な地質構造により、古来より幾多の土砂災害を起こしてきました。このため、流出土砂対策の重要性を認識して計画しています。	—
38	原案に対する意見		治水、利水、発電といった恵みだけでなく洪水、崩落などの苦しみもあたえている。そんな歴史をくり返すなかで先人達がどのように川とむき合ってきたかを忘れてはならないし、今の私達も未来によりよいものをわたしていかななくてはならないと考えている。		
39	原案に対する意見		土砂の管理、河川環境の整備、治水、利水と多岐にわたる計画も管理する側だけでなく住んでいる私達も見つけなければならぬ。金原明善が長い年月をかけて天竜川を見つけていったように、行政と住民が協力して築きあげ残していかなければならない。		

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
40	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人3	河川整備計画原案の第2章・第3節・第2項および3項において、天竜川流域の豊かで良好な自然環境の保全と再生を整備計画の目標に明記していることは、次世代に対しても大変に有意義である。しかしながら、平行して、ヒトの利活用を目的にした〔良好な親水空間〕を水辺景観保全の目標に盛り込むことには、〔生物の多様性〕や〔天竜水域特有の景観〕との拮抗作用を孕むことになる。	河川の整備の実施に際しては、必要に応じ学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行うこととしています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
41	原案に対する意見		地球温暖化に伴う動植物の生息、生育、それから繁殖環境の変調はとても著しい。そのことに気づいて対策を考えることがこれから求められる視点である。	河川環境の整備と保全に際しては、地球温暖化に伴う変動についても定期的なモニタリングによる把握に努め、必要に応じて学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りながら整備を行うこととしています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全
42	原案に対する意見		子供たちに天竜川の自然を十分満喫してもらうことで、その重要性を実感してもらい、天竜川の歴史や文化を将来へつなげていく糧としてもらうことが必要。	天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備の目標や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努めていきます。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体との連携
43	原案に対する意見		エコツーリズムなどの手法を取り入れた、新しい空間利用に備えた整備が、これから求められる。	天竜川の沿川に暮らす地域住民が天竜川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現するため、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民等とのパートナーシップを確立するとともに、協働による清掃活動、河道内樹木の伐開や外来生物の駆除など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域一体となったより良い河川管理の推進を図り、地域住民等の参加と連携による天竜川の河川利用と、これを基軸とした活力のある地域づくりの推進を図ることとしています。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体との連携

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
44	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人4	良い川に共通するキーワードは、“豊かな自然”であり、“自然に育まれた豊かな水・土・そして共生する魚・動植物である。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
45	原案に対する意見		特別な整備はいらないが、今までのままではいけない。魅力ある天竜川にするには、私たち人間がもっと川に親しみ、遊び、考える事が重要である。		
46	原案に対する意見		大きな事をする前に、身近な事を皆んなで考える事、それを将来に繋げる事を考えて行動出来れば日本で一番の天竜川になっていくと思う。	河川の整備の実施に際しては、必要に応じ学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行うこととしています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
47	原案に対する意見		自然環境創生、保全していき、愛される天竜川になっていくことを望む。	河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした良好な景観の維持・形成に努めていきます。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 第3章第1節第3項 河川環境の整備
48	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人5	今回の河川整備計画は、遠州灘海岸の浸食を抑制し、私どもが昔特によく遊んだ中田島砂丘が戻ってくることに大きな期待を持っている。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項 1 流砂系の健全化
49	原案に対する意見		今回の河川整備計画における佐久間ダムの洪水調節機能の確保や排砂対策により、利水の安定性、水質や土砂堆積にどのような影響が生じるのか心配している。	現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することとしています。	第3章第1節第4項 1(5) 土砂動態及び土砂の流下による環境変化の
50	原案に対する意見		天竜川沿岸の水田地区は、地下に砂利層を抱えており、河道掘削による河床の低下が、水田の保水能力を低下させ、水量不足が生じる可能性があるのではないかと心配している。	水位低下対策として、河道掘削を行うことにより沿川の水田地区への水量不足は生じないと考えていますが、実施に際しては、必要に応じ学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報共有を図りながら進めていきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
51	原案に対する意見		昨年、三方原、天竜下流の両農業用水について、ピーク時での大きな減量を行うなど、取水の適正管理に努めているところであり、本計画P3-12に記載の大規模用水の合理化の推進について心配している。	水利使用の形態は時代とともに変遷しています。その時々状況に応じ合理化のための調整は必要と考えています。これらを考慮し今後調整が必要であることを示唆しています。	第2章第3節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
52	原案に対する意見		河川整備計画においては、利水に影響が生じないよう配慮いただきたい。	今後、天竜川ダム再編事業の詳細な検討・調整を実施し、事業計画の具体化を図っていく中で、必要により説明します。	第3章第1節第1項 1(3)②天竜川ダム再編事業

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
53	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人6	天竜川水系河川整備計画の原案は、30年という超長期計画にもかかわらず、現状をベースとした改善というような書き方でまとまっている。非常に残念である。	河川整備計画は、天竜川水系河川整備方針に基づいて当面の河川整備の目標と実施内容を定めるものです。	第2章第2節 整備計画対象区間
54	原案に対する意見		今から30年後の天竜川はこうなっていて欲しい、こうなっているべきだという皆が理想とする天竜川の夢と希望をまとめて頂きたい。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
55	原案に対する意見		安心して水が飲める暮らし、身近に潤いと安らぎを与えてくれる水辺、水辺のレクリエーションを楽しむというような、住民の素直な意見を多く取り入れるべきである。	関係自治体等と連携し、水辺のふれあい拠点の整備を行うこととしています。	第3章第1節第3項2(1) 人と川との関係の再構築
56	原案に対する意見		自然に戻すことは自然治癒をベースにして、英知で対処する。	ご意見ありがとうございます。	—
57	原案に対する意見		土砂災害や洪水などの人命にかかわるものは、ぜひやっていただきたい事業である。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
58	原案に対する意見		佐久間ダムは吸引方式は、自然や下流市民に迷惑を掛けないのが重要である。	現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することとしています。	第3章第1節第4項1(5) 土砂動態及び土砂の流下による環境変化の
59	原案に対する意見		秋葉ダムが恒久的に濁っているのをさらに加速するようなことは避けるべきである。		
60	原案に対する意見		今あるものは有効活用ということで、メンテナンスは最低限必要である。	ダムの維持管理は、施設及び貯水池がその本来の機能を発揮できるよう良好な状態を持続させるため、施設の状況を的確に把握・評価し、状態に応じて継続的な改善を行うこととしています。	第3章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所
61	原案に対する意見		サツキマスが増えるような環境になることを望む。	河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした良好な景観の維持・形成に努めることとしています。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 第3章第1節第3項 河川環境の整備

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
62	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人7	本計画は、現状を細部、多方面に分析、計画として作成されたもので、ソフト・ハードに新しい考え方を取り入れた優れたもので、一刻も早く重点実施を望みたい。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
63	原案に対する意見		天竜川の全流域の今の最大の脅威は、東海地震・津波・局地集中豪雨による洪水であるので、治水土砂一貫対策の即時実施を望む。		
64	原案に対する意見		地域の上流から下流に至って堤防の高さが非常に少ない。	戦後最大規模相当の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるため、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業による水位低下を図るほか、必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開、堤防整備を実施します。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化
65	原案に対する意見		土砂量が非常に不足してこの海岸を浸食しているので、対策が必要である。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
66	原案に対する意見		洪水のたびに漏水が起きるので、土砂を含めた一体的な工事が必要である。	堤防の浸透に対する安全性の確保については、優先度を検討しながら対策を実施します。また、平常時や出水時の河川巡視において、堤防や護岸の沈下等を適切に把握し、必要に応じて所用の対策を講じていくこととしています。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
67	原案に対する意見		樹林の伐採、土砂の掘削、河川敷の整備を一带の工事の最優先課題とするべき。	河川の整備に際しては、本支川及び上下流間のバランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖状況に配慮するなど、俯瞰的な視線で推進します。さらに費用と河川整備による得られる効果・影響を考慮し、計画的に河川整備を進めます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
68	原案に対する意見		天竜川には多くの恵まれた非常にすぐれた資源があり、これを観光資源とすれば、いろんな関連産業を発展、創造できる。	ご意見ありがとうございます。	—
69	原案に対する意見		地球環境と共生、そして協働の精神を育む河川づくりの理念を打ち立てて、工事を進めて欲しい。	ご意見ありがとうございます。	—

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
70	原案に対する意見	公聴会 (浜松会場) 公述人8	天竜川水系河川整備計画策定にあたり、海岸侵食に生活が脅かされている住民への速やかな施策が必要である。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項 1 流砂系の健全化
71	原案に対する意見		天竜川の水系の河川整備計画が遅滞なく進むためには、流域住民の安全・安心なところに重点を置きつつも、さらに天竜川の良好な河川環境と豊かな生態系が強く求められている。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
72	原案に対する意見		河川整備計画は、時代の変化や状況の変化に合わせて、流域行政と流域の住民及び関係者が、柔軟かつスピーディーにその意見を反映できる仕組みが必要である。		
73	原案に対する意見		河川環境が色々な要因の影響のもとに変化し厳しい状況となるなかで、内水面漁業の象徴的な魚種であるアユの生態とその再生産システムは危機に瀕している。	河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした良好な維持・形成に努めることとしています。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 第3章第1節第3項 河川環境の整備
74	原案に対する意見		河川環境を流域住民の要求に合致するよう改善に取り組むことが大切。とりわけ力を入れる必要があるのは子供たちへの環境教育である。	天竜川の沿川に暮らす地域住民が天竜川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現するため、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民等とのパートナーシップを確立するとともに、協働による清掃活動、河道内樹木の伐開や外来生物の駆除など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域一体となったより良い河川管理の推進を図り、地域住民等の参加と連携による天竜川の河川利用と、これを基軸とした活力のある地域づくりの推進を図ることとしています。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体との連携

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
75	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人1	佐久間ダムができて50年余り、それから秋葉ダム、船明ダムが建設された。今は水量も減り、水質も変わった。でも、天竜川の流れがある限り、魚、生物、野鳥も減らないと思う。魚の調査を行ったが、平成17年1月に調査を始めて約8カ月で約60種類確認できた。	ご意見ありがとうございます。	—
76	原案に対する意見		河川敷にごみを置いて帰る、捨てる、その次にその場所に来る人も同じようなことをする。私は、そんな大人がいる限り、川をきれいにする、環境をよくする、そんなことがよく言えたものだと思う。	洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミ等については、地域の方々や自治体等関連機関と連携し、速やかな撤去処分に努めているところです。毎年、地域の方々と協働し、長野県内では5月頃に「天竜川水系環境ピクニック」、静岡県内においては10月頃に「天竜川クリーン作戦」を実施し、不法投棄防止に対する啓発活動等を行っていますので、ご参加いただければ幸いです。また、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄防止に対する啓発活動を更に強化していきます。	第3章第2節第3項 1(1) 不法投棄物の処理
77	原案に対する意見		雑木、大きくなったヤナギその他の木々伐採しても、左岸東名橋梁下流にある竹藪をそのまま残していただきたい。そうしなければ、生態系がだめになる気がする。	河道内樹木の伐開は、流下能力の向上や河川管理施設への悪影響の解消等のため、必要な箇所を実施することとしています。	第3章第1節第1項 1(1) 河道掘削・樹木伐開・引堤 第3章第2節第1項3(2) 樹木の維持管理
78	原案に対する意見		浜北大橋より下流のワンド、特に、かささぎ大橋の下のワンドは、たくさんの種類の魚、生物、鳥がすんでおり、一番大切なところである。	動植物の生息・生育・創生については、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、砂礫河原、河畔林、河口干潟のモニタリングを行いながら、良好な自然環境の保全・創生に努めることとしています。	第3章第1節第3項 1(2) 動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
79	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人2	「天竜川ダム再編事業により佐久間ダムに新たな洪水調整機能を確保し、」と記載されているが、洪水調整機能の確保にともなう下流利水への影響について説明願いたい。	今後、天竜川ダム再編事業の詳細な検討・調整を実施し、事業計画の具体化を図っていく中で、必要により説明します。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業
80	原案に対する意見		佐久間ダムにトンネルをつくって堆砂土砂を下流に流す工事が始まるということで、海岸線の回復ということが夢でなくなりうれしく思っている。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていきます。	第3章第1節第4項1 流砂系の健全化
81	原案に対する意見		トンネル工事が実際供用になった場合、黒四ダムでゲートを開けたときにダムにたまっていたヘドロが一気に富山湾に流れ込み、漁業が大打撃を受けたということを聞いたことがあるので、天竜川ではそうならないような対策も講じて欲しい。	現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進していきます。	第3章第1節第4項1(5) 土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握
82	原案に対する意見		天竜川ダム再編事業で、石が転がるような川に生まれ変わることを願っている。		
83	原案に対する意見		川の中に木がいっぱい生え、林があちこちにあり、大雨の際、大変な障害になるのではないかと心配しており、できるだけ早期に伐採をしていただけたらと思っている。	河川の整備に当たっては、本支川及び上下流間のバランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖状況に配慮するなど、総合的な視線で推進すると共に、費用と河川整備による得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
84	原案に対する意見		河川整備計画のP3～P5「天竜川ダム再編事業により、佐久間ダムに新たな洪水調整機能を確保し、さらに、恒久堆砂対策施設の整備をする」は、洪水調整機能の確保に伴う下流利水への影響はないのか。	今後、天竜川ダム再編事業の詳細な検討・調整を実施し、事業計画の具体化を図っていく中で、必要により説明します。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業
85	原案に対する意見		天竜川ダム再編事業の実施の際は、下流利水者への協議、説明の場を設けるなど、利水者了解の上で推進すべきである。		
86	原案に対する意見		三方原、天竜下流の両農業用水は、平成19年の水利権更新の際にピーク時で約14m ³ /sの減量を行うなど取水の適正管理に努めているが、河川整備計画のP3～12の「鹿島地点における正常流量の達成に向け、三方原、天竜下流用水等の大規模取水の合理化を推進する。」は、正常流量確保の責務を総て利水者に負わせているように感じる。	水利使用の形態は時代とともに変遷しています。その時々状況に応じ合理化のための調整は必要と考えています。これらを考慮し今後調整が必要であることを示唆しています。	第2章第3節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
87	原案に対する意見	「渇水時の対応」については、これまで天竜川水利調整協議会による利水者の互譲の精神に基づく節水対応により円満に行われてきたことを踏まえて、今後とも協議会を中心とした渇水対応を尊重願いたい。	渇水による被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携して渇水対策を推進していきます。	第3章第2節第2項(2)渇水時の対応	

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
88	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人3	現在の天竜川は本来の機能を十分発揮していない。それは幾つかのダム建設に伴い、水量が減り水勢がなくなったからだ。その結果堆積物が多く水が流れ難くなっている。流路に砂州ができ木が生え森と化している所がある。	戦後最大規模相当の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるため、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業による水位低下を図るほか、必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開、堤防整備を実施します。	第3章第1節第1項 2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化
89	原案に対する意見		河川の氾濫で川の水が堤防を乗り越え、私たちの暮らしを脅かすことがないように現在の堤防を補強したり、第2堤防をつくったりしていくことが大切になる。	河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるため、洪水の通常的作用に対する堤防の安全性の強化、洪水時の侵食・洗堀対策、扇頂部対策等を実施することとしています。	第3章第1節第1項 2 堤防強化
90	原案に対する意見		過去に、堤防が決壊した箇所は、橋をつくったり小河川の取入口を設置したりして工事をした近くに集中している。そういう点から考えても、橋や取入口の近くは十分に補強する必要がある。	許可工作物が定められた許可条件に基づいて適正に維持管理されるよう、施設管理者に指導や協議を行い適切な対策又は維持管理に努めることとしています。	第3章第2節第1項 5許可工作物の維持管理
91	原案に対する意見		堤防道路、公園や運動場の設置は、大雨や集中豪雨によって発生する鉄砲水や洪水などによる川の増水に対しても諸施設が緩衝地帯としての役割を果たすので役立つ。	河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるため、洪水の通常的作用に対する堤防の安全性の強化、洪水時の侵食・洗堀対策、扇頂部対策等を実施することとしています。	第3章第1節第1項 2 堤防強化
92	原案に対する意見		産業が発展すればするほど橋は重要なものになり、幅を広くしたり、数を増やしたりすることになると思うが、それに耐えられる堤防が必要である。	許可工作物が定められた許可条件に基づいて適正に維持管理されるよう、施設管理者に指導や協議を行い適切な対策又は維持管理に努めることとしています。	第3章第2節第1項 5許可工作物の維持管理
93	原案に対する意見		生態系を歪めることも考えられるので、小河川を廃し水道管を敷設することは、今後一考を要したい。	河川の整備は、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するなど俯瞰的な視点で推進します。	第3章河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
94	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人4	二俣から河口まで車で走行してみた、陸地化したところ、繁茂する木々、掛塚橋あたりは、橋にとどく木、流れが狭いところなどが、感じられた。	戦後最大規模相当の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるため、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業による水位低下を図るほか、必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開、堤防整備を実施します。	第3章第1節第1項 2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化
95	原案に対する意見		川の目的は、用水(生活・農・工業)の確保と、流域の人たちが安心して暮らせることが第一の目的であるが、いま抱えている諸問題を、流域住民・学識者と話し合うことが重要である。	河川の整備の実施に際しては、必要に応じ学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行うこととしています。	第3章河川の整備の実施に関する事項
96	原案に対する意見		天竜川河川敷は、いろいろな広場があるが、余り活用されていないように思われる。	関係機関等と連携し、地域交流や河川愛護活動等を通じて河川と地域の密接な関係を再構築していきます。	—
97	原案に対する意見		広場に木陰が少ないので、休憩をするための木を植えて欲しい。	植樹については、「植樹基準」に基づいて行うこととなります。	—
98	原案に対する意見		運動の場として、自転車道を整備し、自転車遊びの場所を提供して欲しい。	関係自治体等と連携し、地域及び河川の特徴を活かした河川空間整備を行うこととしています。	第3章第1節第3項 3(1) 人と川との関係の再構築
99	原案に対する意見		子どもの水遊びの場として、ワンドを造り水の流れを緩やかにしてほしい。	関係自治体等と連携し、水辺のふれあい拠点の整備を行うこととしています。	第3章第1節第3項 3(1) 人と川との関係の再構築
100	原案に対する意見		景観を保つために、堤防に桜を植えて欲しい。	植樹については、「植樹基準」に基づいて行うこととなります。	—
101	原案に対する意見		景観を保つために、高水敷などの広いところには、山などをつくって皆の活動の場にしてほしい。	戦後最大規模相当の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるため、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業による水位低下を図るほか、必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開、堤防整備を実施します。高水敷への水辺のふれあい拠点の整備は、洪水の流下に支障がない範囲で、関係自治体等と連携して行うこととしています。	第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
102	原案に対する意見		高速道路のような番号の付いたポストを作り、近くの住民やボランティアを募り、川の状況(ゴミ・危険箇所など)をチェックしてもらおう体制作りが必要。	投棄されたゴミの中から犯人の手がかりとなるものを探し発見されたものは、全て司法機関に連絡しています。また、これと平行して、10月に地域の方々と協働して「天竜川クリーン作戦」を実施し、不法投棄に対する啓発活動を行っています。参加頂ければ幸いです。また、今後は新たな取り組みとして不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄に対する啓発活動を強化していきます。	第3章第2節第3項 1(1) 不法投棄物の処理

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
103	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人4	河原にまで草木が繁茂しているところは、川の流れを阻害している。	河道内樹木の伐開は、流下能力の向上や河川管理施設への悪影響の解消等のため、必要な箇所です実施することとしています。	第3章第1節第1項1(1) 河道掘削・樹木伐開・引堤 第3章第2節第1項3(2) 樹木の維持管理
104	原案に対する意見		今のような大雨が局地的に降るときの対策としては、ダム貯水量の管理をして下流域を安全にすることが大切ではないか。	ダムの維持管理は、施設及び貯水池がその本来の機能を発揮できるよう良好な状態を持続させるため、施設の状態を的確に把握・評価し、状態に応じて継続的な改善を行うこととしています。	第3章第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
105	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人5	経済活動の陰で非常に軽視され、こわされてきた自然を再生を効率的に進めるために必要なこととして、この半世紀河川にもたらしたさまざまな環境負荷、この従来の行政の壁慣習を越えて検証する事が必要で、河川整備計画の中で、本当に取りくむべき環境課題が見えてこない。	河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした良好な景観の維持・形成に努めることとしています。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 第3章第1節第3項 河川環境の整備と保全に関する事
106	原案に対する意見		下流土砂量の減少で川の流れが単純化しているので、河川環境の保全等の目的に応じた管理をお願いしたい。		
107	原案に対する意見		河川整備の効果を発現させるために必要な時期として、おおむね30年とするとあるが、上流部での利水が保たれれば終わるのか、下流部の侵食が止まるまでやるのか、30年後には船明ダム下流は天竜川の排水路となるのか。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
108	原案に対する意見	公聴会 (磐田会場) 公述人6	天竜川中州に生えている柳や、雑木の伐去整理を行うこと。	河道内樹木の伐開は、樹木の繁茂による河積阻害や偏流による河川管理施設への悪影響等の治水目的だけでなく、不法投棄対策にも繋がると考えており、河川環境や地域の皆様からのご意見をお聴きしながら進めていきます。また、伐開後についても河川巡視等により繁茂状況を監視し、必要な措置を講じていきます。	第3章第2節第1項 1(2) 堤防除草 第3章第2節第2項 3(2) 樹木の維持管理
109	原案に対する意見		佐久間ダムの汚泥を平成7年頃より天竜川に流出していることが多大な環境汚染を招いているので、検討すべきである。	佐久間ダム湖の土砂移動は電源開発(株)が維持管理を主たる目的に実施しています。河川管理者としては、鮎の遡上を考慮して3月までの間に実施するよう指導しています。	第3章第2節第1項 8 ダム貯水池の維持管理
110	原案に対する意見		遠州大橋下流右岸(浜松市側)にはヘドロが50cm~1m位堆積しているというので確認して欲しい。	洪水等により河道内に堆積した土砂については、モニタリングを継続的に実施し、洪水の安全な流下等に支障となる場合には、河道掘削等を適切に行うこととしています。該当箇所については、水位低下対策等に際し、必要に応じ実施していきます。	第3章第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
111	原案に対する意見		天竜川には4基のダムが有り、そのため魚類も現在ではかなり減っているという。漁協と話し合い、昔のように魚の豊富に生息出来る環境に戻すべきである。	河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした良好な景観の維持・形成に努めることとしています。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 第3章第1節第3項 河川環境の整備
112	原案に対する意見		景気は良くないが、佐久間ダム改修工事は何年掛けても良いので、下流の環境改良に力を入れて欲しい。		
113	原案に対する意見		安間川は、綺麗に整備されており、川らしくなった。一日も早く、天竜川もこのような川にして欲しい。	河川整備計画において、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
114	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人1	戸草ダム水没地権者の方も住み慣れた住めば都の先祖伝来の地を離れ、泣く泣く移転していきました。このようにダム事業には村(旧長谷村)をあげて全面的に協力してきました。三峰川の上流域には大規模な崩壊地や大量の堆積土砂があることや、過去の災害の都度大量の流木がダムを埋め尽くすなど、戸草ダム規模でないと三峰川流域の安全は確保できないと思います。美和ダムしかり、三峰川の治水対策が天竜川の洪水被害の軽減に大きな役割を果たすものと確信しており、整備計画に戸草ダム建設を盛りこんでいただくよう要望するものがあります。地域の意見を十分に聞き、三峰川を侮らないで欲しいと思います。	戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項 1(3)洪水調整機能の強化
115	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人2	水源地域の住民及び水没による移住者の悲願であった戸草ダムが、整備計画期間30年間は実施されない計画になっており、水源地域住民は承伏できない状態である。是非とも戸草ダムを建設して水源地域の安心安全を実現願いたい。地域の皆さんが何とかそれにかかわるとしたら、どういうふうな方式で対応していくんだというふうな具体的な提案がなされないと、この局面は乗り切ることが非常に難しいのではないかと思います。三峰川の場合は天竜川から上流域では三峰川と隣の合流地点までは、直轄区域になっておるわけでありましてけれども、これから、合流点のところから戸草ダムまで直轄区域として、管理をしていただきたいということを特にお願いします。	美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項 1(3)洪水調整機能の強化

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
116	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人3	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年の諏訪湖周辺の浸水被害を考えると、下流の整備を進めて、一日も早い釜口水門からの600トン放流実現をお願いしたい。 同時に諏訪湖の内水氾濫も多く発生したことから、関係市町村の内水対策の充実をお願いしたい。 	平成18年7月豪雨の対応については、現在、長野県と当事務所にて、激特事業として再度災害防止の事業を緊急的に実施しているところで、さらに整備計画では釜口水門からの最大放流量を500m ³ /sにできるよう下流の整備を推進していきたいと考えております。また、危機管理対策として洪水状況によってはさらに放流量を増やす弾力的な運用の検討を進めます。釜口水門からの放流量を増加させるのは、その増量分が下流で受け入れられるよう下流の河道整備により安全になってからになります。今後、長野県と調整連携を図り、進めていきたいと考えております。 諏訪湖周辺の内水については、長野県、関係市町村の管轄になるためご意見をお伝えします。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項 3(4)諏訪湖周辺における被害軽減に向けた対策
117	原案に対する意見		<ul style="list-style-type: none"> 以前に比べ、諏訪湖の水質は良くなってきていますが、諏訪湖周辺の全住民の願いである諏訪湖のさらなる浄化の促進をお願いしたい。特に湖底の問題とヒシ対策については私達漁業者ばかりではなく全体での取組をお願いします。 	ご意見は諏訪湖を管理する長野県に伝えるとともに、長野県等の関係機関と連携して水質の改善に努めます。	第3章第1節第3項 4(1)水質の維持・改善の推進
118	原案に対する意見		<ul style="list-style-type: none"> 諏訪湖は伊那の人たちにもかんがい用水としての役割を果たしている。そのためにも諏訪湖には水をたくさんためられて、いつでも使える状況にしておくべきだと、漁師の立場から思います。そのためには諏訪湖の用水量を確保するため、浚渫をしておくということが大事だと思います。 	ご意見は諏訪湖を管理する長野県にお伝えします。	—
119	原案に対する意見		<ul style="list-style-type: none"> 事業を進めるに当たり、天竜川上下流の管理者である国と県がしっかり歩調を合わせて行ってほしい。 	河川整備計画の目標を達成するためには諏訪湖、天竜川上流の河川管理者である長野県のほか関係機関との連携が不可欠であり、財政の制約はありますが計画的に河川整備を進めていきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
120	原案に対する意見		<ul style="list-style-type: none"> 漁業資源の保全のための対策にも十分留意してほしい。 	河川整備にあたっては動植物の生息・生育・繁殖地の保全に努めていきます。	第3章第1節第3項 1(2)動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生
121	原案に対する意見		公聴会 (伊那会場) 公述人4	戸草ダム水没地権者組合の組合長としては、天竜川の防災のため、地域の防災のため、泣く泣く住み慣れた土地を離れられた、皆さんの気持ちを代弁して、美和ダム上流案ではなく、基本方針に認められた、戸草ダム計画を河川整備計画原案に反映するよう意見を述べます。	美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。 なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
122	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人5	最近是天竜川も汚れ、天竜川で遊ぶ子供はいなくなりました。アユ釣りをする人もなくなりました。なぜアユが育たないのか原因も明確になっていません。下水道が完備されましたが天竜川は昔の様に澄んだ流れにはなりません。昔の天竜川は流れながら天竜川自身で浄化をしていた様な気がします。私の知る範囲でも数多く湧き水の出る所があり、水草、魚、あらゆる水生昆虫がいて子供の遊び場でした。水害から農地をため、コンクリートで固めた堤防はやむをえないと思いますが、人工的に湧き水が出る淵が出来ないだろうか。現在の土木技術を考えれば出来ると思います。未来の天竜川を考えれば天竜川自身で浄化する方法を検討願います。それから、自然環境にも予算を使ってもいいんじゃないかと私は思います。確かに私の生活を守ることは大切ですが、やはり自然環境をもとに戻す、そのことにも予算を使ってもらって天竜川を非常にきれいな、また自然豊かな、子ども、また私たちがまた遊べるような、そんな天竜川にしていきたいなと、そんなように思います。	支川合流部等の細流や湧水の環境は、動植物の生息・生育・繁殖地として貴重な環境であるため、河川整備において保全に努めます。また砂礫河原環境を創生するために樹林化した樹木を伐開したり、比高の高い砂州を掘削する自然再生事業を実施し、天竜川の河川環境を再生していきます。	第3章第1節第3項 1(2)動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生
123	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人6	今回の天竜川整備計画原案では戸草ダム建設事業が延伸となる案が提示されているが、戸草ダム建設で根幹的な防受対策が達成されると期待していた地域住民は大きな不安と混乱に陥っている状況にある。当初計画のとおり戸草ダムを建設されたい。原案には当面の対策として「美和ダム上流域の土砂対策、河床安定化対策を実施する」とあるが、美和ダム上流域の集落、財産を土砂害、洪水災害から防禦する対策を提示し、地域住民の判断を仰ぐ事が必要である。	美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。 なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項 1(3)洪水調整機能の強化
124	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人6	国土保全関係については海岸法、砂防法、地すべり等防止法、森林法と、このものがございます。水災防御としては水防法等があります。山が崩れることで大量の土砂を生産するおそれがあり、国土保全の観点からも、従来のこれらの法律は重要な役目を担っておるわけでございます。これらを複合的に合わせて、それでこの地域を守っていただくということが一番肝要ではないかと、このように考えるわけでございます。そういうことの中で、ぜひ皆様のご理解とまたご努力と、また役所の皆様のお力をおかりして、地域に安心し住み、また財産も守れるという地域にしていくことをぜひお願いします。	ご意見ありがとうございます。河川整備計画の目標に向けて整備を進めていく中で、必要に応じ関係機関と調整していきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
125	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人7	1. 辰野町内の国直轄区間と県所管区間と事業の整合性と早期竣工について 5カ年計画で諏訪湖・天竜川激甚災害特別事業により釜口水門からの最大放流量をこれまでの400トンから430トンへ増加させるのが現在、計画されている放水量の値であるが、ぜひとも国と県のご協力のもとで、所管にかかわらず、500トン放流が30年と言わず、早急に実現されることをお願いする。	平成18年7月豪雨の対応については、現在、長野県と当事務所にて整合を図りながら激特事業として再度災害防止の事業を緊急的に実施しているところです。今後、整備計画についても同様に進めていきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
126	原案に対する意見		2. 国直轄区間の30年後の姿について 辰野町の区間の整備計画では、全区間の河道掘削と城前橋の改築、それから昭和橋の補強と堤防整備4カ所、それに羽場下井堰の改築が整備計画の原案に示されておりますが、この計画どおり施工されれば、辰野町区間の天竜川の流下能力は大幅に向上し、流域住民の安全が確保され、安心して生活できることや、平地の少ない当町にとっては、有効な土地利用により地域の発展にもつながり、投資効果も大きく、今後の改修計画に対し、大いに期待が持てるものであり、ぜひとも計画の原案どおり、施工されることを望む。	ご意見ありがとうございます。財政、社会情勢等を踏まえ、整備にあたっての上下流バランス、自然環境等に配慮しながら推進していきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
127	原案に対する意見		3. 農業用水としての天竜川のあり方について 辰野町では羽場下井堰の改築が計画されておりますが、河道掘削により取水ができなくなることはないようお願いをいたします。また、関連的になりますが、伊那建設事務所が所管している昭和橋より上流部において、430トンの放流計画では当然、河道掘削が考えられるわけですが、東天竜井や下井水路などの取水堰や堤外水路の取水にも影響のないよう、ご配慮をお願いする。	河川整備計画においては、4箇所の堰の改築を盛り込んでおりますが、関係者、関係機関と調整のうえ、推進していきます。昭和橋上流区間については、河川管理者である長野県にお伝え致します。	第3章第1節第1項1(2)工作物の改築等
128	原案に対する意見		4. 防火用水としての天竜川のありかたについて 3年ほど前に下辰野地区の繁華街で火災が発生した際には、過去においての護岸改修で河床の掘り下げ、護岸のかさ上げによる擁壁の構築により、消防ポンプの給管が河床に届かず、消火作業がおくれ、大火に至った経緯がありますので、これからの改修計画の中で、国・県の所管にかかわらず、河道掘削により取水ができなくなることはないように、今後の計画の中に防災的な機能面にもご配慮をいただきますよう、お願いをします。	河川整備にあたっては、防火用水の利用が必要な箇所について辰野町等関係機関と調整の上、考慮して実施していきたいと思っております。ご意見の昭和橋上流の下辰野地区に関しては、河川管理者である長野県にお伝えします。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
129	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人7	5. 護岸道路の生活道路としての活用について 辰野中学校南川の沢底川合流地点から新樋橋までの左岸に管理道路を整備していただき、中学生の通学と一般住民の健康づくりの散策路としての利便性を図っていただきますようお願いすることを、また、現在、護岸道路の一部が通行どめになっておりますが、農業従事者等の便宜を考えて、通行できるようお取り計らいをお願いします。	当該場所は、管理用道路として水防活動時や河川巡視等を行う際の通路として利用しております。その一部は、河川管理上の立場から通常時は一般車両に対する交通規制を行っています。現に道路として使用されているものは、関係機関と協議のうえ適切に対応していきます。	第3章第2節第1項 1(1)堤防の維持管理
130	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人8	川づくりは地域づくり、ひいては人づくりに通じるものと信じます。天竜川全体としての課題である源流域をどの様に管理するか、源流、支流あつての天竜川である。戸草ダムに匹敵する様な上流部の対策を希望します。	美和ダム上流域において、関係機関と調整し砂防事業と連携を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施していきます。 なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。	第3章第1節第1項 1(3)洪水調整機能の強化
131	原案に対する意見		ダムの必要性和同時に上流部の植生の復活、特に針葉樹に見られる保水力の減衰を補う広葉樹の復活を促進し、大地にしっかり根を張った木々を育成することも急務と考えます。植林、植栽の方法を各機関と連携して研究され、より安全な植栽方法の計画実践を望みます。	河川整備とともに、関係機関との調整を図り風水害を防備する良好な山林づくりへの協力を努めていきます。	第3章第1節第4項 1(1)土砂生産域での取り組み
132	原案に対する意見		三峰川に親しむ活動する中で河川内の活動植物のためにも現在常態化している清流の白濁化の解消は天竜川全体の急務です。清流の維持のための無水区間の早期解消と流量の増加を望みます。 天竜川にはいわゆる無水区間が幾つかあります。三峰川流域でも少しは改善されましたが、高遠ダム下流の増量は流域住民の50年来の悲願でもあります。川の浄化や魚や水生昆虫の生息のためにも増量を望むところであり、流域の小学校の水辺の観察や川に親しむ学習のためにも、ぜひとも放流量の増加を願うとともに、カヌーで川下りができる川の復元をお願いいたします。	三峰川の白濁の解消には上流部山林の安定が必要と考えられるため、関係機関と調整を図り良好な山林づくりに努めていきます。平常時の河川流量の増加については、関係者と連携して取り組んでいきます。	第3章第1節第4項 1(1)土砂生産域での取り組み 第3章第1節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
133	原案に対する意見	公聴会 (伊那会場) 公述人8	既存の動植物の保護や川らしい環境づくりのため、又、洪水時における二次災害防止のためにも有害帰化植物駆除と河川内樹木の適正な伐採等を流域住民との連携で行う、流域住民、市民団体、NPO河川愛護団体等と大学、行政特に河川管理者とのパートナーシップを進め「川は誰のものか、水は誰のものか」と言うことをもう一度考案し川の歴史、文化の研究伝統文化、遺産の継承と自然環境を次代に引き継ぐために悔いのない河川計画をお願い致します。	よりよい河川環境の実現にはご意見のような市民団体等との連携が欠かせないものと考えています。今後ともご協力をお願いします。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体等との連携
134	原案に対する意見		伝統的な行事の伝承と研究などのできる施設、例えば飯田市の川路にあります「かわらんべ」に匹敵するような施設の設置を希望いたします。山田河原の多目的広場または天竜川の合流点などに、ぜひ仮称ですが、三峰川まるごと博物館の設置を望みます。	関係自治体等と連携し、水辺のふれあい拠点の整備を行うこととしていますが、ご意見の施設については関係機関との調整ができていないため、現時点では河川整備計画への掲載が困難です。今後、具体化に向けては、関係者と連携して取り組んでいきます。	—
135	原案に対する意見	公聴会 (飯田会場) 公述人1	遠山川流域河川整備事業に思う 私共の居住区域は伊那山地と南アルプス連峰に繋がる山間で、しかも中央構造線の内にあって、谷間は狭く急峻で、幾重の断層の上に居住していて、過去には大災害の歴史が記録されています。又上流域は南アルプスを源流とする(20km余に及ぶ)流域が二本あって、幾重にもなる支流部分での集中豪雨による土石流の流域対策が急務とされる処であります。 一. 池口川(特に都合橋上)治水事業 一. 本谷川(湯の沢)治水事業 一. 小道木～和田(遠山川)治水事業 一. 中橋～山原下(遠山川)治水事業 等が上げられます。 私達はわざわざ自然を破壊することを望むものではありません。災害から自然を守ると同時に私達の生命財産を守ることを念願とするものであります。ここに私達の意とするところを理解頂き、御配慮の程をお願い申し上げます。	いただきましたご意見の地区の河川管理者である長野県に意見をお伝えします。	—

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
136	原案に対する意見	公聴会 (飯田会場) 公述人2	<p>当竜西土地改良区は、上伊那郡中川村葛島の中部電力南向発電所放水路から最大5.56tを取水し、直ちに天竜川をサイフォンにて右岸側へ横断し受益面積1.035haの狭長な水田地帯をかんがいする農業用水路を管理する土地改良区です。この度の天竜川河川整備計画原案に対して下記により、意見要望を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第3章 河川の整備の実施に関する事項のうち、1. 水位低下対策、2. 堤防強化において 我々農林水産省から委託管理している天竜川サイフォン及び片桐松川を横断している松川暗渠の下流部(161k付近～162k付近)において河道掘削。また、頭首工(取水工)付近では堤防強化が示されています。</p> <p>この天竜川サイフォンについては、河床低下により構造物が露出しており以前から改善の指摘を受けているところですが、現在、農水省・長野県・土地改良区等が協議を重ねながら頭首工を含め改修事業に向けて準備を進めているところであり、</p> <p>については、本整備計画を具体的に進めるに当たって、当該農業水利施設にとって少なからず影響があると考えられますので、我々農業水利利用者側と充分協議をいただき、長期的視野にたつて両者の計画に整合性を保ちつつ支障が出ないように進めていただきたく要望いたします。</p>	<p>ご意見のとおり、竜西一貫水路の伏越は、過去に露出して被災を受け、応急的な対策が実施されているものの、抜本的な改善を図るため、県事業にて事業採択を目指して調整を計る旨の報告を関係機関から受けています。当該伏越下流での河道掘削の実施に際しては、伏越構造や施行時期について、上記事業と調整を図っていきます。</p>	第3章第2節第1項 5許可工作物の適 正維持管理
137	原案に対する意見	公聴会 (飯田会場) 公述人3	<p>川路、龍江、竜丘地区から泰阜ダムの影響を完全に排除し、新しい土地利用を可能にするため、昭和60年3月国、県、市及び電力会社が協定し治水対策事業が実施されました。既往最大洪水(58災)に充分耐えうると言う画期的なものでした。当時の建設省は、様々なデータを基に綿密な計画を樹て関係地区に説明しました。上流のダムで洪水調整をして、この地区での計画高水流量を設定し、そのうえで堤防法線(川幅)、堤防高などを定めたものでした。関係地区住民も真剣でした。洪水時における上流の状況にも強い関心を持っています。つまり、釜口水門での放流量とか各ダムでの放流量とかです。それがここでの水位にどんな影響をもたらすかということです。話題になっている「戸草ダム」についても今後の成り行きを注目しています。今回の整備計画原案にあたる「鷲流峡入り口」の掘削についても直下流にどんな影響がでてくるかが気になるところです。</p>	<p>上流部では、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能を強化します。なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討していきます。</p> <p>鷲流峡の河道掘削は、景観への配慮や治水上効果的な掘削形状の検討が必要なため、模型実験等による詳細な検討のうえ、川路・龍江・竜丘地区への影響も把握、必要に応じて対策も検討し、地域の皆様にもご説明、ご意見を伺いながら、関係機関等との調整を図って実施していきます。</p>	第3章第1節1(3)洪水調節機能の強化、 第3章第1節第3項 2(1)特徴的な景観の維持・形成

No.	意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
138	原案に対する意見	公聴会 (飯田会場) 公述人4	①河道内の樹木管理は生物の多様性の保持と流路の障害物除去という相反する問題をもつ。示されている整備計画では「適切に管理する」と記されているが、更に具体的に示して管理の仕方を実証していく必要がある。 ②帰化植物アレチウリの侵出は止まらない。ぬきとり作業に併せて、樹木の下枝を払うことで高さへの侵出を阻んでいる事例に学びたい。 ③カワラノギクやカワラ〇〇という砂礫河原特有の希少植物の衰退とアレチウリを中心とする帰化植物の侵出はやはり相反する河川の自然環境の変化であり、希少種の保護は現状の河川管理のあり方の中で解決できる問題だろうか。 ④維持流量の大切さは小渋ダムで実証されている。これに倣い良好な河川の自然環境はまず河川に水ありきにつきる。	河道内樹木の伐開は、樹木の繁茂による河積阻害や偏流による河川管理施設への悪影響等の治水目的だけでなく、砂礫河原の保全再生という環境面の目的でも実施することとしており、外来生物対策としても重要です。よりよい河川環境の実現には市民団体等の活動との連携が欠かせないものと考えています。今後ともご協力をお願いします。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体等との連携
139	原案に対する意見	公聴会 (飯田会場) 公述人5	・流域住民が天竜川に近づきやすく楽しめる様工夫を求めます。 上流の諏訪湖から遠州灘までをサイクリングロードの整備をしていただき、上下流の交流を図る手段とさせていただきます。	人と河川の豊かなふれあいの確保については、関係自治体等と連携し、地域及び河川の特性を生かした交流拠点の整備とともに遊歩道・サイクリング道等の整備を行っていきます。	第3章第1節第3項 3(1)人と川との関係の再構築
140	原案に対する意見		・護岸、堤防等の工事に際しては環境に配慮したものを求めます。 コンクリート構造物に覆土、植栽を施す、等多自然型ではなく、多自然川づくり、護岸等も積極的に導入していただきたい。	護岸等の河川整備においては、現状の河床形態、動植物の生息・生育など整備箇所の実態に応じた多自然川づくりを実施します。	第3章第1節第3項 1(1)良好な河川環境の保全・創生
141	原案に対する意見		・水量が増したとき、途中で停滞することなく下流へ安全に水を流すための工夫を求めます。 バイパストンネルや河床掘削等による治水の安全を図っていただきたい。	上流部では狭窄部と氾濫原が繰り返すという地形の特徴から、狭窄部上流では歴史的な治水の知恵である開口部の機能を活かした河川整備を行うなど、洪水が安全に流下するよう十分に検討の上推進していきます。	第3章第1節第1項 3(3)狭窄部上流の水位上昇対策
142	原案に対する意見		地域と連携した取り組みということで、ますます我々NPOほか市民団体、河川愛護団体の皆様とより一層の深い連携をお願いします	ご意見のとおり、NPO等の自主的な活動の促進やわかりやすい情報提供により連携を図ります。	第3章第2節第3項 2(1)河川愛護団体等との連携